

保留地処分規程

西尾西山土地区画整理組合

保 留 地 処 分 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、西尾西山土地区画整理組合定款（以下「定款」という。）第9条第2項の規定により、保留地の処分に関する必要事項を定め、保留地の適正な処分を図ることを目的とする。

(保留地となるべき土地の準用)

第2条 保留地となるべき土地（以下「保留地」という。）については、この規程を準用する。

(保留地の処分方法)

第3条 保留地の処分方法は、公開抽選（以下「抽選」という。）または随意契約とする。

2 随意契約による処分は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 国、地方公共団体等の公的機関に処分するとき。
- (2) 公共事業の代替用地として処分するとき。
- (3) 過小宅地又は建築物等の存する宅地の地積を適正にするため設定した保留地を処分するとき。
- (4) 特定目的により設定された集合保留地を処分するとき。
- (5) その他理事が理事会に諮り必要と認めたとき。

(保留地の処分価格)

第4条 保留地の処分価格は、あらかじめ定めた処分価格とする。

2 特別の事由により必要があるときは、前項の処分価格を変更することができる。

3 前各項の処分価格は、評価員の意見を聞いて理事会において定めるものとする。

(抽選の公告)

第5条 理事は、抽選により保留地を処分しようとするときは、抽選日の10日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 抽選の参加申込の受付期間及び場所。
- (2) 抽選の参加申込の資格。
- (3) 抽選の日時及び場所。
- (4) 処分しようとする保留地の位置、地積及び処分価格。
- (5) 抽選参加保証金及び抽選参加者心得書に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(抽選の参加申込の資格)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選の参加申込ができない。

- (1) 未成年者。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(抽選の参加制限及び拒否)

第7条 理事は、特別の事由により必要があるときは、抽選の参加者を制限することができる。
この場合においては、第5条第6号により公告しなければならない。

2 理事は、次の各号の一に該当すると認める者（代理人を含む）に対し、抽選の参加を拒否することができる。

- (1) 抽選に参加しようとする者を妨害し、その秩序をみだして退場を命じられた者。
- (2) この規程及び抽選参加者心得書に基づく指示に従わない者。
- (3) 買受人となり土地売買契約（以下「契約」という。）を締結しなかった者。
- (4) 契約を忠実に履行しなかった者及びその契約の履行を妨害した者。
- (5) 前項の規定により抽選の参加を制限された者。
- (6) その他抽選又は本組合の事業に不都合な行為のあったと認められる者。

(抽 選)

第8条 抽選の参加申込は、原則として1世帯（1法人）1筆までとする。

2 抽選の参加者は、所定の期間内に抽選参加申込書（様式第1号の1）に必要事項を記載の上、抽選参加申込保証金（以下「参加保証金」という。）として、金20万円を添えて、理事に提出しなければならない。

3 前項の規定により抽選の参加申込があった場合は、申込者に対し抽選参加者心得書（様式第2号の1）を交付するとともに保留地処分規程、土地売買契約書等の関係書類を掲示する。

4 抽選参加申込書の提出後、抽選の日時までには抽選参加者が抽選を辞退する旨の書面を理事に提出した場合、理事は参加保証金を速やかに抽選参加者に還付する。この場合においては、還付金に利息を付さない。

5 抽選は、公開とし抽選参加者又は代理人が行うものとする。なお、抽選参加者又は代理人が抽選の場所に参加できないことを理由として異議を申し出ることができない。

6 理事は、抽選会場の秩序の維持に支障があると認めたときは、抽選の参加者に退場を求めることができる。

7 理事は、災害その他特別の事由により抽選の執行が困難であると認めたときは、抽選を中止、延期若しくは取消しをすることができる。この場合においては、抽選参加者が損失を受けても、組合は補償の責任を負わない。

(当選者)

第9条 理事は、監事立会いのもとに抽選を行い、当選者及び補欠者を決定する。

2 理事は、当選者のほか補欠者を前項の要領で選出し、次の各号の一に該当するときは、補欠者をもって当選者とする。

- (1) 当選が無効となったとき。
- (2) 当選者が契約を締結しないとき。
- (3) 契約を解除したとき。

3 申込者が1人のときは、その者を当選者とする。

4 理事は、前各項の規定により当選者を決定したときは、ただちにその者に保留地売却決定通知書（様式第3号）を交付し、参加保証金を第22条の契約保証金の一部に充当する。ただし、当選者以外の者の参加保証金はただちにこれらの者に還付する。この場合においては、還付金に利息を付さない。

（当選の無効）

第10条 次の各号の一に該当する者は、当選を無効とする。

- (1) 第6条の抽選参加申込の資格を有しない者。
- (2) 抽選参加者心得書の当選無効の各号に該当するもの。
- (3) 理事会において有効とすることが適当でないと決定したもの。

（再抽選）

第11条 理事は、次の各号の一に該当するときは、再抽選を行うことができる。

- (1) 抽選参加者がいないとき。
- (2) 当選者がその権利を放棄したとき。
- (3) 当選者が契約を締結しないとき。
- (4) 契約を解除したとき。
- (5) 第8条第6項の規定により抽選を延期したとき。

2 再抽選を行う場合は、第5条から前条までの規定を準用する。

（随意契約）

第12条 理事は、随意契約により保留地を処分しようとするときは、あらかじめ希望者から買受けようとする地積、価格及び土地利用の目的等必要な事項を記載した保留地買受申込書（様式第1号の2）を印鑑証明添付のうえ、提出させなければならない。

2 理事は、前項の保留地買受申込書の提出があった場合、理事会に諮り適格者を決定しなければならない。

3 理事は、前項により適格者を決定したときは、ただちにその者に保留地売却決定通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

（契約の締結）

第13条 第9条第4項及び前条第3項の規定により保留地売却決定通知を受けた者（以下「買受

人」という。)は、それぞれの売却決定を受けた日から原則として10日以内に土地売買契約書(様式第4号の1)により契約を締結しなければならない。

- 2 理事は、特に理事会で必要と認めた場合、土地売買契約書(様式第4号の2)により、特約事項を定めることができる。
- 3 買受人が前項の期間内に契約の締結をしないときは、理事は契約者とした旨の決定を取り消すことができる。
- 4 国、地方公共団体等の公的機関と行う契約については、前各項の規定によらないことができる。
- 5 画地確定測量及びその他の事由で土地売買契約書の内容に変更が生じた場合は変更契約書(様式第4号の3)により契約の変更をするものとする。

(契約保証金の納入)

第14条 理事は、前条第1項の規定により契約の締結をするときは、契約保証金として契約額の100分の10(千円未満切捨)に相当する金額を納入させなければならない。ただし、特約事項を定めた時はこの限りではない。

- 2 前項の規定による契約保証金は、売買代金に繰り入れる。
- 3 国、地方公共団体等の公的機関については、第1項の規定にかかわらず契約保証金を免除することができる。

(売買代金の納入)

第15条 理事は、契約を締結した者(以下「契約者」という。)から、契約を締結した日より、原則として60日以内に売買代金の全額を納付させなければならない。ただし、契約者が当該保留地を使用し、又は収益しがたい場合は納付日を別に定めることができる。

- 2 国、地方公共団体等の公的機関及び理事が理事会に諮り特に認めたものについては、第1項の規定にかかわらず期間を変更することができる。
- 3 前項により期間延長を認めた場合、理事は延滞利息を徴収することができる。

(保留地の引渡し及び使用収益)

第16条 理事は、前条第1項の規定により売買代金を受領したときは、遅滞なく当該保留地を引き渡す旨を土地引渡通知書(様式第5号)により通知し、契約者がその土地を使用し、又は収益できるようにしなければならない。ただし、理事が当該保留地の引渡しに適当でない状況であると認めたときは、その状況が適当となったときに通知するものとする。

- 2 理事は、保留地の引渡しについては、そのときの現状有姿のまま行ない特別の事情がある場合を除き更地として引渡す。
- 3 保留地の引渡しを受けた後の当該保留地に係る一切の公租公課は、契約者の負担とする。

(契約の解除)

第17条 理事は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限内に売買代金を納入しないとき。
- (2) 契約の解除の申し出があったとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 契約を履行する見込がないと認められるとき。

2 理事は、前項の契約の解除を決定したときは、その旨を契約者に文書で通知する。

3 前項の通知書を契約者が返送し、若しくは受領を拒み、又は契約者がその住所に不在、若しくは住所及び居所ともに不明のときは、その通知の送達にかえて公告することをもって足りる。

(契約保証金の没収)

第18条 契約保証金は、次の各号の一に該当するときは、これを還付しない。

- (1) 第13条第1項の規定による契約を締結しないとき。
- (2) 前条第1項の規定により契約を解除したとき。

2 理事は、前項各号に該当することとなった理由が、正当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部を還付することができる。

3 前項の還付金には利息を付さない。

(権利の譲渡の禁止)

第19条 契約者は、契約締結後第23条第1項に規定する所有権移転登記が完了するまでの間、原則として保留地を第三者に譲渡することができない。ただし、組合が承認のもと販売を業とする企業及び団体へ売却した場合は、この限りでない。

2 相続、贈与及び特に理事が理事会に諮り認めた者についてはこの限りでない。

(権利の譲渡)

第20条 理事は、前条第2項の規定により権利の譲渡を認められた者より権利譲渡の承認申請があったときは、権利譲渡承認申請書(様式第6号)及びその副本に譲渡人が土地売買契約書に基づく権利義務を継承する旨の誓約を譲受人に確認したうえ、これを承認する。

2 前項の権利譲渡承認申請書には、譲渡人及び譲受人の双方が連署し(相続による場合は相続人のみ)署名した者の印鑑証明、並びに相続又は贈与等を証する書面を添付しなければならない。

3 理事は、権利譲渡を承認したときは、第1項の権利譲渡承認申請書及びその副本に承認の旨を記載し、譲渡人及び譲受人に副本をそれぞれ送付する。

(住所等変更の届出)

第21条 契約者(契約者が死亡したときは、その相続人)は、第27条の期間内において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに理事に住所等変更届(様式第7号)を提

出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては名称）又は住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) 死亡（法人にあつては解散、合併等）したとき。

（買い戻し）

第22条 理事は、第19条の規定に違反し、又は故意に第20条の手続きを怠り権利の譲渡をした場合は、買受人に対し契約時の価格で買取り請求ができるものとし利息は付さない。

（所有権移転の登記）

第23条 保留地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第107条第2項に規定する換地処分に伴う登記の完了後に申請する。

- 2 前項の登記に要する諸費用は、買受人又は譲受人の負担とする。

（理事長への委任）

第24条 この規程に規定するもののほか、保留地の処分に関し、必要と認める事項は、理事会に諮り、理事長が定めるものとする。

- 2 この規程における抽選の筆数及び保証金の額を変更する場合は理事会に諮り、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

様式一覧

様式第1号の1	抽選参加申込書
様式第1号の2	保留地買受申込書
様式第2号	抽選参加者心得書
様式第3号	保留地売却決定通知書
様式第4号の1	土地売買契約書
様式第4号の2	土地売買契約書
様式第4号の3	変更契約書
様式第5号	土地引渡通知書
様式第6号	権利譲渡承認申請書
様式第7号	住所等変更届

様式第1号の1（第8条関係）

抽 選 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

西尾西山土地区画整理組合

理 事 長

様

住 所

フリガナ

氏 名

印

TEL ()

西尾西山土地区画整理組合保留地処分規程及び抽選参加者心得書記載事項承諾の
うえ、下記により保留地の抽選参加を申込みます。

記

1. 抽選参加申込地および価格

保留地番号	街区番号	仮地番	地積	単価	金額
			m ²	円/m ²	円

2. 保留地の利用目的

保留地買受申込書

令和 年 月 日

西尾西山土地区画整理組合

理事長 様

住所

フリガナ

氏名

印

TEL ()

西尾西山土地区画整理組合保留地処分規程及び土地売買契約書記載事項承諾のうえ、
下記により買受けを申込みます。

記

1. 買受申込地および価格

保留地番号	街区番号	仮地番	地積	単価	金額
			m ²	円/m ²	円

2. 保留地の利用目的

(注) 印鑑証明を添付のこと

抽 選 参 加 者 心 得 書

第 1 条 抽選の参加者は、この心得書及び西尾西山土地区画整理組合保留地処分規程を守らなければならない。

第 2 条 抽選の参加者は、所定の申込書（以下「抽選参加申込書」という。）に必要事項を記載し、1筆につき金20万円（現金又は銀行保証小切手）の抽選参加申込保証金を添え、申込みものとする。

第 3 条 抽選参加申込書の文字は明確に記し、誤記又は脱字を訂正又は加除したときは、その箇所に証印すること。

第 4 条 抽選参加申込は、1世帯（1法人）1筆までとする。なお代理人により抽選参加しようとする者は、委任状を提出しなければならない。

第 5 条 抽選は公開とし、結果の発表は抽選終了後ただちに行う。

2 前項の抽選は、抽選参加者又は代理人が行うものとする。なお、抽選参加者又は代理人が抽選の場所に出席できないことを理由として異議を申し出ることができない。

3 抽選の場所に出席する者で、秩序の維持に支障があると認められる者には、退場を求めることがある。

第 6 条 当選者が定まった時は、ただちに保留地売却決定通知書を交付する。

第 7 条 保留地売却決定通知を受けた者（以下「買受人」という。）は、その通知を受けた当日から10日以内に、売買価格の100分の10（千円未満切捨）に相当する金額を契約保証金として納入し、契約しなければならない。この場合、抽選参加申込保証金は契約保証金に充当する。

2 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

第 8 条 買受人は、土地売買契約を指定期間内に締結しないときは、抽選参加申込保証金の還付を求めることができない。

第 9 条 買受人は、契約した日より60日以内に残金を完納しなければならない。上記の

代金を完納し、引き渡しを受けたときは、当該土地を使用することができる。ただし、特別な事由がある場合、土地売買契約に明記すればこの限りでない。

第10条 売買土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項により換地処分に伴う登記が完了した後に行うものとする。

2 登記に要する諸費用は、買受人が負担しなければならない。

第11条 前条に規定する所有権移転登記が完了するまでの間、理事長の承認なく第三者に譲渡することができない。ただし、抽選の執行前に譲渡する旨を組合に通知し、承認を得た買受人、相続、贈与及び特に組合が認めた者についてはこの限りではない。

第12条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者（代理人も含む）は、この抽選又は今後の抽選に参加させないものとし、当選を無効とする。

- (1) この心得書及び保留地処分規程に基づく指示に従わない者。
- (2) 抽選にあたり、その秩序をみだし退場を求められた者。
- (3) 買受人となり土地売買契約を締結しない者。
- (4) 土地売買契約を忠実に履行しない者又はこれを妨害した者。
- (5) その他、抽選又は本組合の事業に不都合な行為があったと認められる者。

第13条 その他抽選にあたり、この心得書各条の解釈及び明記のない事項については、保留地処分規程に基づき指示する。

西 西 組 第 号
令和 年 月 日

様

西尾西山土地区画整理組合
理 事 長

保 留 地 売 却 決 定 通 知 書

本組合保留地の売却について、あなたに下記のとおり売却を決定したのでご通知します。
つきましては、令和 年 月 日までに契約保証金として、金 円
を納入の上、別紙土地売買契約書により契約を締結したいので、本組合事務所までお出か
けください。

なお、期日までに契約を締結されないときは、売却の決定を取消します。

記

保留地番号	街区番号	仮地番	地積	単価	金額
			m ²	円/m ²	円

（契約当日にご持参いただくもの）

印鑑、印鑑証明（1通）、契約保証金の納入を確認できる書類

土地売買契約書

西尾西山土地区画整理組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地の売買契約を締結する。

第1条 甲は、乙に後記表示の土地を、金 _____ 円也（1平方メートル
当り金 _____ 円也）をもって、売渡すものとする。

第2条 乙は、契約保証金、金 _____ 円也を甲に渡し、甲は乙よりこれを
平成 ____年 ____月 ____日に受領した。

第3条 乙は、第1条の売買代金を令和 ____年 ____月 ____日までに甲に支払うものとする。
この場合に前条の契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。ただし
契約保証金に利息を付さないものとする。

第4条 甲は、前条の売買代金の全額を受領したときは、遅滞なく売買した土地を乙に
引渡さなければならない。この場合に甲は、当該土地を使用し収益する一切の
権利を消滅させた上、乙に引渡すものとし、第三者からこの契約について異議
の申出、又は権利の主張等があったときは、甲の責任において解決するものとする。
ただし、当該土地がただちに使用収益しがたい状況にある場合は、この
限りでない。

第5条 乙は、前条により土地の引渡しを受けたときは、当該土地を使用し収益すること
ができる。

第6条 売買した土地について後日地積に変更があったときは、その増減した面積に応
じ第1条による単価により算出した金額をもって精算するものとし、変更契約
書により変更契約を締結するものとする。

第7条 甲は、乙に売渡した土地については、土地区画整理事業に要する費用を賦課し
ないものとする。

第8条 売買した土地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定
による換地処分に伴う登記が完了した後に申請するものとする。

2 公租公課並びに前項の登記に要する諸費用は、乙の負担とし、次条により権
利の譲渡の承認があったときは、その権利の譲受人の負担とする。

第 9 条 前条による所有権移転登記の完了前に、乙は買受けた土地の権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、買受人及び譲受人の双方が連署して、当該土地の権利の譲渡について甲に申請し、その承認を受けたときはこの限りでない。この場合に譲受人は、この土地売買契約書による乙の権利義務を継承することを誓約しなければならない。

第 10 条 乙が、第 3 条の期日までに売買代金を支払わないとき、又は契約の条項に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合に乙は、第 2 条の契約保証金の返還を求め、又はこれにより生じた損害を請求することができない。

第 11 条 この契約条項に疑義のあるとき、又はこの契約条項に記載のない事項については甲、乙協議して定めるものとし、協議が整わなかったときはすべて甲の解釈するところによるものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 西尾市神下町 8 番地
西尾西山土地区画整理組合
理事長

乙

印

物 件 の 表 示

保留地番号	街区番号	仮地番	地積
			m ²

土地売買契約書

西尾西山土地区画整理組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地の売買契約を締結する。

第1条 甲は、乙に後記表示の土地を、金_____円也（1平方メートル
当り金_____円也）をもって、売渡すものとする。

第2条 乙は、契約保証金、金_____円也を甲に渡し、甲は乙よりこれを
令和____年____月____日に受領した。

第3条 乙は、第1条の売買代金を特約事項のとおり甲に支払うものとする。この場合
に前条の契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。ただし契約保証金
に利息を付さないものとする。

第4条 甲は、前条の売買代金の全額を受領したときは、遅滞なく売買した土地を乙に
引渡さなければならない。この場合に甲は、当該土地を使用し収益する一切の
権利を消滅させた上、乙に引渡すものとし、第三者からこの契約について異議
の申出、又は権利の主張等があったときは、甲の責任において解決するもの
とする。

第5条 乙は、前条により土地の引渡しを受けたときは、当該土地を使用し収益するこ
とができる。

第6条 売買した土地について後日地積に変更があったときは、その増減した面積に応
じ第1条による単価により算出した金額をもって精算するものとし、変更契約
書により変更契約を締結するものとする。

第7条 甲は、乙に売渡した土地については、土地区画整理事業に要する費用を賦課し
ないものとする。

第8条 売買した土地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定
による換地処分に伴う登記が完了した後に申請するものとする。

2 公租公課並びに前項の登記に要する諸費用は、乙の負担とし、次条により権
利の譲渡の承認があったときは、その権利の譲受人の負担とする。

第9条 前条による所有権移転登記の完了前に、乙は買受けた土地の権利を第三者に譲

渡することはできない。ただし、買受人及び譲受人の双方が連署して、当該土地の権利の譲渡について甲に申請し、その承認を受けたときはこの限りでない。この場合に譲受人は、この土地売買契約書による乙の権利義務を継承することを誓約しなければならない。

第10条 乙が、第3条の期日までに売買代金を支払わないとき、又は契約の条項に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合に乙は、第2条の契約保証金の返還を求め、又はこれにより生じた損害を請求することができない。

第11条 この契約条項に疑義のあるとき、又はこの契約条項に記載のない事項については甲、乙協議して定めるものとし、協議が整わなかったときはすべて甲の解釈するところによるものとする。

(特約)

乙は、第1条の売買代金のうち100分の について平成 年 月 日までに甲に支払うものとする。残金については、甲が別に定める当該土地の使用収益が可能となったときに、乙に対しその旨を通知し、乙はその通知に記載してある納入期日までに支払うものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 西尾市神下町8番地
西尾西山土地区画整理組合
理事長

乙

印

物 件 の 表 示

保留地番号	街区番号	仮地番	地積
			m ²

変 更 契 約 書

西尾西山土地区画整理組合（甲）と（乙）との間で行った
土地売買契約の締結を、土地売買契約書第6条の規定により、下記のとおり変更する。

記

1. 土地売買契約金額 $\begin{matrix} \text{増} \\ \text{減} \end{matrix}$ 金 円也
2. この契約書に記載のない事項は、令和 年 月 日付の土地売買契約書に
定めるところによる。

令和 年 月 日

甲 西尾市神下町8番地
西尾西山土地区画整理組合
理事長

乙

印

< 物件の表示 >

西尾西山土地区画整理組合 保留地 街区 番
確定地積 m^2 別紙図面のとおり

< 変更内容 >

	地 積	m^2 当り 単 価	金 額
元 契 約	m^2	円 / m^2	円
変 更 契 約	m^2		円

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

様式第5号（第16条関係）

西 西 組 第 号

令和 年 月 日

様

西尾西山土地区画整理組合

理 事 長

土 地 引 渡 通 知 書

西尾西山土地区画整理組合保留地について、下記のとおり引き渡します。

記

1. 引き渡す保留地

保留地番号	街区番号	仮地番	地 積	摘 要
			m ²	

2. 引 渡 し 日

令和 年 月 日

権利譲渡承認申請書

令和 年 月 日

（契約者甲）

西尾西山土地区画整理組合

理 事 長 様

（譲渡人乙）

住 所

氏 名

印

（譲受人）

住 所

フリガナ
氏 名

印

今般令和 年 月 日貴組合（甲）と （乙）との間に土地
売買契約を締結した下記表示の土地を譲渡し、譲受人は、乙の権利義務を継承することを
誓約しますので、土地売買契約書第9条により承認下さるよう当事者連署し申請します。

記

譲渡物件の表示

保留地番号	街区番号	仮地番	地 積	摘 要
			m ²	

添 付 図 書

- 1 権利譲渡を証する書面
- 2 印鑑証明（契約継承者のみ1通）
- 3 副本（2通）
- 4 土地の所在を明らかにする図面

上記申請について、承認いたします。

令和 年 月 日

西尾西山土地区画整理組合

理 事 長

住所等変更届

令和 年 月 日

（契約者甲）

西尾西山土地区画整理組合

理 事 長 様

（契約者乙）又は相続人

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付けで、契約を締結した保留地の所有者について、下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

1. 物件の表示

保留地番号	街区番号	仮地番	地 積	摘 要
			m ²	

2. 変更内容

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	

3. 変更理由

添 付 図 書

1 変更を証する書面